

## あらかじめ御確認をお願いする項目（過去の質問例）

### 1 募集・選定について

No.	Page	質問例	回答
1	4	関係法令、条例規則等の遵守が義務づけられているが、法令や規則条例はどのように入手すれば良いか。	「埼玉県都市公園条例」と「埼玉県都市公園に関する規則」は今回公募の関係資料としてご覧になれます。埼玉県の他の条例規則は埼玉県ホームページの「法規集データベース」からご覧いただけます。国の法令については、市販されている書籍やインターネット上で入手できます。
2	5	(9)その他・イ「作成又は取得した文書等の情報公開」とあるが、具体的にどのような方法で公開すれば良いのか。	県と協議を行い、「情報公開規程」等を定めていただき、これに従って情報公開事務を行っていただくこととなります。
3	6	(1)ウ「県内に事務所を置く又は置こうとする法人等」の事務所とは。	ある程度独立した権限を持ち、非常時などにすぐに対応できる体制が必要と考えます。なお、「置こうとする法人等」の場合は、県が別途指示する時期までに新規の設置をお願いします。
4	7	複数の団体がグループを構成して応募する場合、グループ内団体間の再委託料や賃金支払いのトラブルなどはどのように対応するのか。	グループ内団体間の調整は、各団体間の契約によりグループ内で解決することとなります。
5	7	代表組織(社団法人)は、県外に登録されているが、コンソーシアム(共同事業体)内の株式会社の支店が県内に登録されている場合、コンソーシアム(共同事業体)の所在地を県内(株式会社支店内)として応募して良いか。 なお、NPOは県へ申請し県内へ設立することとする。	申請者の備えるべき資格の一つとして「県内に事務所を置く又は置こうとする法人等」としてありますが、グループを組んで応募する場合は、責任の所在を明確化する意味で、代表者の事務所(拠点)を県内に置いているか、置こうとするものとしします。
6	7	「申請者は、県内に事務所を置く又は置こうとする法人等」となっているが、グループを構成した場合は、構成員全員が上記の要件を満たさなくてはならないのか。それとも、代表者のみで良いのか。	最低要件としては、代表者(法人)のみとします。その他については多角的に評価いたします。
7	7	当グループは、社団法人と株式会社のコンソーシアムで応募する予定だが、差し支えないか。	グループを組んで応募するのは問題ありません。ただし、グループの枠組み(構成員)は具体的なものでなくてはなりません。構成員が具体的ではない、例えば「警備業を営む適当な会社」というのでは、グループとは認められないので御注意ください。

8	7	<p>当グループは、公園管理業務に専念し、県内に根ざした運営体制を構築するため、選定された後にNPO法人を設立し、同NPO法人を指定管理者とすることを考えているが、差し支えないか。</p> <p>その場合、当グループは同NPO法人に人材を派遣し、メンバー組織が業務を受託、実施するなど、同NPO法人に対する万全なバックアップ体制を期する予定だが、これに加えて当グループの同NPO法人に対するバックアップを明らかにする措置(履行保証など)は必要か。</p>	<p>NPO法人を指定管理者とするのであれば、申請時から、すでに存在するNPO法人でなければなりません。選定時と実際に指定管理業務を開始する時点で、管理者が変わってしまうのであれば、応募資格も含めた審査選定過程が無意味になってしまいます。</p>
9	7	<p>複数の公園に申請する場合、応募書類はそれぞれの公園ごとに提出するのか。あるいは、構成メンバーが同じ場合、一部でよいのか。</p>	<p>公募案件ごとに独立した申請となりますので、申請書類を公募案件ごとに提出してください。</p>
10	7	<p>申請書の事業計画等の様式は変更が可能か。書ききれない場合は別紙添付書類としても良いか。その場合の用紙サイズ等に指定はあるのか。</p>	<p>原則として指定様式を使用してください。事業計画などで必要に応じて様式に別紙を添付することは可能です。その場合は、当該様式の次に添付するものとし、用紙サイズはA4サイズに統一してください。</p>
11	7	<p>法人登記を必要としない団体であるため、印鑑登録をしていないが、印鑑証明を必要とするか。</p>	<p>そのような場合、印鑑証明書は不要です。その旨を様式3「申請書類一覧」に記載してください。</p>
12	7	<p>申請書類の決算関係書類は、過去3か年分とあるが、20、21、22年度分の書類か。決算期の関係で、22年度分が整理中の場合は、どのように対応すれば良いか。</p>	<p>過去3年分は直近のものを提出してください。県としては20、21、22年度分を想定していましたが、決算期の関係でどうしても無理というのであれば、19、20、21年度分の決算書類と、22年度分で出せる範囲内の書類提出をお願いします。</p>
13	7	<p>応募書類の中に「類似施設における業務実績を記載した書類」を提出することになっているが、この実績とはどの範囲を言うのか。</p>	<p>応募者が類似施設における業務実績と認識しているものを記入してください。</p>
14	7	<p>公園管理について、団体としての実績はないが管理業務経験者を配置する予定で良いか。</p>	<p>現地配置職員に経験者を配置することや、個別の管理業務を専門業者に外注することなど、全て申請者の提案事項です。この時点で良い悪いということはありません。</p> <p>申請者の提案について、実績、組織体制、管理運営手法等について、多角的に評価いたします。</p>
15	7	<p>事業計画書の各設問の解答において、枚数の指定はあるか。また、文字サイズやフォントの指定はあるか。</p>	<p>枚数の指定はありませんが、なるべく具体的かつ簡潔に記載することとし、適当数としてください。</p> <p>文字サイズやフォントの指定も特には設けていませんが、現に様式で既定となっている書式のサイズ、フォントをなるべく尊重してください。</p>
16	7	<p>応募の際に提出する事業計画書の扱いを教えてください。</p>	<p>指定管理者に選定された場合、協議事項のひとつとして、事業計画書の内容が含まれます。その中で、必要な調整を行い、双方が合意したときは協定を締結します。</p>

17	7	事業計画書において、各設問に複数回答が求められている設問があります。設問ごとに用紙を分けてしまうことは可能でしょうか。	行を増やして複数ページになることはやむをえませんが、様式スタイルの統一のため、様式を増やして(分けて)枝番を振るようなことはしないでください。
18	7	自主事業を計画して良いか。 また、自主事業にかかる経費を計上して良いのか。	様式7-6で自主事業について記載するようになっております。 自主事業は、公園を管理運営する中で自ら行う事業との位置付けなので、それに要する経費や収入も指定管理業務に含めて計上してください。 また、実際の事業実施に当たっては、県との協議や許可が必要な場合もありますので調整させていただきます。
19	7	野球場、サッカー場などの専用運動種目施設を多目的運動施設(他競技にも貸出)に、一般開放園地を自然保全園地に、低利用園地を運動施設に、管理施設の空き室を貸出するなどの公園施設の形態変更を提案することは可能か。	専用運動施設、管理施設、広場などは、県が目的を持って設置したものですので、基本的には設置目的に沿った利用をすべきと考えていますが、サッカー場等で、あくまでもサッカー利用優先で、平日の利用者が少ない時に、他競技への貸出を認めて、有効活用を図ることは問題ないと考えています。したがって、あくまで各公園の特性、現在の管理状況、公園周辺の状況、利用者のニーズなどを十分考慮しながら、サービスの向上、施設の有効活用及び経費の節減の観点から、公園施設の利用形態の変更を提案することは可能です。提案については多角的に評価します。 なお、変更に必要な費用は、指定管理者が負担します。また、実施に当たっては調整させていただきます。
20	7	指定管理者が新たに売店や自動販売機等を知事の許可を受けて設置する場合、条例に規定されている使用料を県に支払うことになるのか。	使用料を県に支払うことになりません。 県と指定管理者とで協議の上で締結する協定書の事業計画に定めた利用者サービス向上と、公園の機能を増進する自主事業という位置付けなので、指定管理者として公園を運営する事業の一環としてとらえ、免除する予定です。 したがって、設置許可使用料分を経費に計上する必要はありません。
21	7	一部業務を再委託(外注)することは可能か。	指定管理者が公園の管理を行う上で、特定の業務(清掃、警備など)を委託することについては差し支えありません。この場合、あらかじめ県の承認を取ることになります。
22	7	再委託の場合は、委託契約書を県に提出するのか。	提出していただきます。
23	8	「二穴綴じとし、ホチキス綴じ不可」とあるが、全体は、二穴綴じとし、提出書類の種類別にホチキスで止めることは良いか。	様式種別ごとでも、ホチキス綴じはしないでください。
24	11	二次審査の面接審査はどのように行うのか。 また、時間配分(準備時間・発表時間)についても教えほしい。	二次審査の面接審査は、申請者からの簡単な計画の概要説明の後に、選定委員からの質疑応答を実施します。概要説明に関しては、OHPやパワーポイントによるパソコンなどの機材は用いずに、すでに提出していただいている申請書を基に説明していただきます。 時間配分等の詳細は一次審査結果通知でお知らせします。
25	11	選定に当たっての審査基準に「安定して行う経営基盤を有していること」とあるが、この「安定して行う経営基盤」とはどのように評価するのか。	提出された貸借対照表や損益計算書などの財務諸表類及びその他関係書類から判断します。

26	12	一次及び二次審査を行う選定委員について、どのような人が審査を行うのか。	選定委員会は、公園に関する学識経験者などの外部委員5名の人選を予定しています。
27	様式1	申請書(様式1)に記載する「主たる事務所」とは、本店でなくても構わないか。	埼玉県内の拠点となる事務所であれば、「本店」でなくても結構です。
28	様式6	様式6の「公園類似の集客施設を経営する実績等」において②公園その他の公共施設の維持管理業務の受注実績、③公園類似の集客施設の経営実績がなければ、今回の申請はできないのか。	実績の有無は、申請の資格要件ではありませんので、申請できないということはありません。 ただし、当初から円滑な管理が期待できるかどうかの観点から、過去の実績は選定審査のポイントとして重要だと考えています。
29	様式6	様式6 ④ 登録の状況 業種の欄には許可を受けている業種を全て記入するのか。	全て記入をお願いします。
30	現況調書	現況調書の中にある「現状管理業務一覧」にあるとおりに業務を行えば良いのか。内容を変更した提案は可能か。	あくまでも現況調書は現行の管理状況を参考に示したものです。申請者のノウハウで、効果を発揮できる管理手法を提案することは可能です。
31	現況調書	現況調書の中にある「現状管理業務一覧」には実施時期がないが、実施時期を示してくれないか。県が実施時期を指示してくれるのか。	あくまでも現況調書は現行の管理状況を参考に示したものです。時期については、毎年の気候等によって変動するので、時期は特定できません。指定管理者のノウハウで、適時適切に業務を行う(発注する)ことが必要です。
32		新たな予約システムを提案することは可能か？	現行の予約システムを使っていただきます。
33		予約システムの機器や回線使用料などの経費は指定管理者の負担なのか。どれくらいかかっているのか。	予約システム運用のための回線は専用線ではありません。インターネットに接続可能な状態を整えてください。プロバイダー接続料、通話料等は積算してください。 なお、プロバイダ契約は“固定IPアドレス契約”としてください。
34		地震・洪水など、指定管理者の責任でない理由により長期間公園施設が使用できない場合をどのように事業計画に盛り込めば良いか。	雨や濁水により施設の稼働率が低くなる場合や、河川敷にある公園の浸水などについては、指定管理者があらかじめ想定して事業計画を作成します。 ただし、あらかじめ想定できない天災や犯罪などにより公園施設が使用できなくなった場合、別途、県と指定管理者が協議します。
35		ボランティアの活用を想定するのか。	県としては、県民との協働による公園づくりを推進していることから、ボランティアやNPO法人等の活用を検討してください。 なお、県営公園は広域的利用者の平等利用を想定していますので、一部の利用者の利益に偏ることなく、指定管理者の管理の下、可能な範囲での活用を検討してください。

36	ボランティア等について、現在活動中のボランティア団体はいくつか。	公園で現在活動中の団体については、各公園の「現況調書」中の「特記事項」を参照してください。
37	応募した団体名は公表するのか。	指定管理候補者に決定した団体以外は公表しません。
38	管理期間終了後は今回同様の一般公募か。	そのときの状況により判断しますが、基本的にはその予定です。

## 2 経費積算・収支関係

No.	質問例	回答
1	委託料の支払時期、支払方法について	県と指定管理者の協定に基づき、指定管理者の請求により支払います。協定の内容は、原則として四半期ごとの概算払いで、指定管理者の口座に支払います。各四半期の支払額は、県と指定管理者が協議の上定める単年度協定の支払計画に規定し、それに基づき支払います。
2	指定管理業務に必要な資金繰りについて	単年度協定の支払計画策定協議の際に、資金需要に合わせた四半期支払計画の要望は聴取しますが、必ずしも指定管理者の意向に沿えるかどうかわかりません。
3	グループを形成して指定を受けた場合、各構成団体が指定するそれぞれの口座に分割して委託料は支払われるのか。	グループで指定を受けた場合、代表者が指定する一口座のみに支払います。
4	基本協定書案第4条の委託料の額を変更すべき事情とは、どのような場合を想定しているか。	協定書締結時には予測不可能な大規模な災害発生や、国や県の政策変更等、何らかの理由により事業計画を含めた基本協定書の内容を変更することにより委託料を見直す必要が生じた場合を想定しています。 また、指定管理者が協定書の事業計画に定めた業務の履行違反をしていると県が判断した場合なども想定しています。この場合は既に支払い済みの委託料の返還や、指定の取消しの可能性も含むものです。
5	様式7-4-2人員配置計画の中で、職員の夜勤等を考慮する必要はあるのか。	公園の特性に考慮して提案してください。多角的に評価します。夜間警備の要不要、夜間警備について職員夜勤で対応するか、警備会社等に委託するかなど、申請者のノウハウで判断し、必要な経費を見積もってください。
6	委託料の積算については、過去の実績をベースに考えるか、それともゼロベースで考えて良いのか。	過去の委託料の実績はあくまで参考です。ゼロベースで考えていただいても結構です。
7	外部委託の業務別委託金額を教えてください。	現況調書では現行の管理状況を参考にお示ししていますが、今回の募集では、必ずしも現在と同様の手法で管理を行っていただく管理者を募集しているわけではありません。申請者の業種や申請者が独自に持っている経験やノウハウ等によって、それぞれの業務を直営か外注されるかなど、どのような管理運営を行うのが、まさに提案いただく事項になります。 そのため、指定管理者の持つ独自ノウハウに関する管理経費の詳細については公表できませんので、現況調書や申請者がお持ちの経験やノウハウ等を総合的に判断された上で、積算されるようにお願いします。

8	様式7-11-1収支総括表の支出に、所定の税金を計上してよいか。	指定管理業務を行うことにより課税される場合、例えば、事業税などは計上してください。しかし、指定管理者が自主事業を実施し、利用料金収入に対し課税された場合は、利用料金収入で支払うべき税金ですので、計上しないでください。 なお、指定管理業務以外の業務収益に対し課税された場合など、指定管理業務では発生しえない税金は計上できません。
9	公募の際に提案した資金収支計画の委託料額は、保証されるのか。それとも運営のなかで実績ベースで見直すのか。	委託料は公募の際に提案された資金収支計画に基づき県と指定管理者が協議の上、基本協定書第3条にあるとおり、予算の範囲内において年次協定で定めませんが、実績ベースで見直すことは原則として考えていません。
10	各年度の委託料支払額は、年次終了時の実績報告後に精算されるのか。	原則として精算はしません。したがって、年次終了後の実績報告において、資金収支上過不足が生じていた場合に、原則として委託料を追加で支出したり、返還を求めることは想定していません。
11	施設・設備の修繕、補修は指定管理者が行うのか。	詳細は募集要項別添資料2「基本協定書案」別紙2「施設の改築及び修繕等の実施及び費用負担区分」にあるとおりですが、基本的には、公園施設・設備等の通常修繕・補修等は、指定管理者の維持管理業務の一環と考えます。1件100万円未満の修繕については、指定管理者の実施・負担となります。
12	協定書案では一件あたり100万未満の施設修繕が指定管理者の負担実施となっているが、年間何件ぐらいを見込めばいいのか。	過去の実績を参考に、申請者の判断で推計して計上してください。
13	一件あたり100万円未満の修繕を、たとえば年間10件程度と見込んでいたところ、実際は20件だった場合は、指定管理者の負担で実施しなければならないのか。	指定管理者の負担で実施していただくこととなりますので、過去の実績を参考に、申請者の判断で推計して計上してください。
14	1件あたり100万円未満の修繕の内容について、経年劣化して破損した施設設備の修繕や遊具等の安全確保の補修等だけでなく、いたずらによる落書き、破損、放火や、突風などの自然現象による破損など、管理者の防ぎようのない破損修繕など全てを含むのか。	1件あたり100万円未満のすべての修繕が指定管理者の負担となりますので、過去の実績を参考に、申請者の判断で推計して計上してください。
15	1件あたり100万円以上の修繕、改修等については、県が行うとのことだが、管理者の求めに応じてやってくれるのか。	その都度県は指定管理者と協議します。県は各年度の予算の範囲内で、全公園の状況から優先度、緊急度の高い順に実施します。また、場合によっては必要な措置を指定管理者に指示したり、協力を求めたりすることがあります。

16	管理費内訳及び収入実績において、消耗品費、修繕費、光熱水費等の項目別の明細を開示してほしい。	現管理者の外注している業務については、「現況調書」の「現状管理業務一覧」によりお示ししています。 指定管理者の公募は、現状と同じ手法で管理する者を募集しているわけではなく、現管理者による管理がベストというわけでもありません。申請者の業種によって、直営で行うか、外注するかが異なり、まさにどのような管理運営を行うかの提案事項であり、申請者のノウハウによるところです。 経費の積算にあたりましては、現況調書全体を総合的に分析して積算をお願いします。
17	現状管理業務一覧に直営実施分とあるが、これに係る費用は管理費内訳及び収入実績のどの項目に該当するか。	直営実施分の費用のうち人件費は、管理費内訳に記載されていませんが、その他の経費はそれぞれの費目に分けて積算しております。
18	法人事業税等の課税はどうなりますか。	消費税、法人税、法人事業税、事業所税等の詳細については所轄の税務署、県税事務所、市役所等の関係機関に御確認ください。
19	様式7-12「料金変更の有無」について、当面1~2年は現行のまま、中期的に3~5年後に料金変更を検討したい場合、有無どちらにすれば良いのか。 また、新料金を1~2年の内で検討したいと考えている場合、どのように記入すれば良いのか。	具体的な新料金の料金設定や導入時期があれば、料金変更は「有」として記入してください。具体的に決まっていない場合には、「無」としてください。 なお、年次資金計画を新料金において作成してください。
20	指定期間中、各年間の収支計画(県から指定管理運営業務に委託料として支払う必要額)について、光熱水費等としてかかる費用は、必要額プラスアルファとして良いか。	必要経費に光熱水費を含めた形で、事業計画書を作成してください。現状の光熱水費については、各公園の現況調書のうち管理費内訳を御覧ください。
21	人件費に、給料・賞与・残業代等の直接的なもの他に、会社が負担する社会保険料、通勤交通費、その他の福利厚生費を含むか。	お見込みのとおりですが、指定管理業務の経費積算に算入するかどうかは、指定管理者の判断になります。
22	様式7-11-2事業収支積算欄外「行は必要に応じて増してください」とあるが、この枠組みの中で工夫してよいと解釈して良いか。	収入支出の項目の追加・削除は御遠慮ください。 積算内訳のスペースが不足した場合は行の増加などで対応をお願いします。
23	様式7-11-1収支総括表の「行」を増してよいと解釈してよろしいですか。	収入収支の項目の追加・削除は御遠慮ください。 総括表の行を増加させることは想定していません。
24	様式7-11-1委託料収入欄は 支出－(利用料収入＋自主事業収入)の数値を記入して良いか。	お見込みのとおりです。
25	管理業務内容に直営分とあるが、職員体制の非常勤職員のことか。 また、直営分に係る費用は、管理費内訳及び収入実績のどの項目に該当するか。	直営実施は外部委託で実施せず現管理者の職員が実施したものです。 直営実施分の費用は人件費を除き、それぞれの費目に積算されています。

26	公園の駐車場を有料化して、その事業収入を計上しても良いか。	都市公園条例上は、有料施設としての位置づけになっているので、条例に定めた上限額以内での料金額の知事の承認を受ければ、駐車場の有料化は可能です。 しかし、駐車場の有料化は、公園利用者及び周辺住民への影響が大きく、県が有料化の是非を政策的に判断することとしますので、新たに駐車場の有料化の提案はしないでください。
27	公園にスポーツやレクリエーション施設を新たに作ることは、自主事業収入になるのか、利用料金収入になるのか。	指定管理者が設置許可を受けて新たに設置した公園施設からの収入は、自主事業収入とします。 自主事業計画、自主事業収入として事業計画、資金収支計画に盛り込んでください。
28	特記仕様書に書かれた「有資格者の選任等一覧」の適用欄に○で書かれた資格をもっていなければ、今回の応募に参加することはできないのか。また外注は可能か。	必要な資格者は協定締結までに定めてください。 外部委託が可能かどうかについては、各監督官庁の指導を受けてください。
29	管理事務所のインターネットの環境は。	「特記仕様書」に埼玉県公共施設案内予約システムの運用業務がある公園には、予約システム用の端末が設置されておりますが、あくまでも予約システム運用のための端末です。 したがって、それ以外の目的のためには、別途指定管理者の負担でインターネットの環境を整備していただくこととなります。その経費を計上した提案をしていただくことも可能です。
30	現在行っている自主事業について、実施内容や実施額の内訳について教えてほしい。また、自主事業の利用者数についても教えてほしい。	募集要項に記載されている自主事業については、現在の状況を参考にお示したものです。現在の管理者が行っている自主事業をそのまま継続することを前提にしているわけではありません。申請者の業種や、申請者が独自に持っている経験やノウハウ等によって、それぞれの業務を直営か外注されるかなど、どのような管理運営を行うのが、まさに提案いただく内容になります。そのため、指定管理者の持つ独自ノウハウに関する自主事業の運営手法等については、お答えできませんので、申請者が持っている経験やノウハウを最大限に発揮した斬新な提案をお待ちしています。
31	現在自主事業で行っている食堂や売店を廃止してしまうことは可能か。	現管理者が設置の許可を受けて設置した食堂、売店は県と現管理者と新管理者とで協議して継続、廃止を決定することになります。 また、県が設置して、現管理者が管理許可を受けて運営管理している食堂、売店については、指定管理者にも指定管理業務の一環として管理運営してもらうことが原則です。 なお、設置許可による自動販売機の有無については、自主事業としての提案事項になりますが、利用者へのサービス提供を考慮して提案してください。
32	管理施設(管理棟、管理センターなど)がない公園において、職員などを常設したい場合、県で設置をしてくれるのか。	既設の管理施設は使っていただけますが、県では新たな管理施設(管理棟、管理センターなど)の設置はできません。 指定管理者が、指定管理業務の協定に基づく設置許可を受ければ設置は可能です。
33	各公園の職員数と管理業務内の直営実施分の職員とは別と考えてよいか。	同一の職員です。
34	指定管理者になった場合に、地元自治体や周辺自治体からの財政的援助を期待できるのか。	県としては、地方公共団体に対して各指定管理者への財政的援助をお願いする予定はありません。



### 3 管理運営について

No.	質問例	回答
1	イベント開催時における警備体制は、いかが考えるべきか。イベント主催者の責任として任せてよいか。	<p>指定管理者以外が主催するイベントの開催は、行為の許可が必要になります。行為許可は指定管理者の業務ですので、許可をするに当たっては、イベント主催者と警備体制についても協議した上で判断しなければなりません。</p> <p>原則的には、許可の条件として、主催者に任せるのが一般的ですが、万が一事故があった場合、公園管理者として全く責任がないとは言い切れませんので、責任を持って許可を行ってください。</p>
2	新たな売店の設置や、自動販売機の設置、広場の一角をバーベキュー場として有料施設として一区画ごとに貸し出すことなどは可能か。	<p>都市公園法上の知事の許可を受ければ、設置は可能です。運動施設や遊戯施設についても同様です。</p> <p>許可に当たっては、協定書の事業計画に盛り込んだもので、公園の特性、場所、規模、内容などを勘案して許可するかどうかを判断することになります。</p> <p>したがって、事業計画で提案されたものについては、多角的に評価することになります。</p>
3	指定管理者が設置許可を受けて設置した売店等の公園施設は、指定期間終了後はどうなるのか。引き続き経営できるのか。	<p>あくまでも指定管理業務の協定に基づく設置の許可ですので、許可期間終了と同時に原状回復していただきます。</p> <p>ただし、その後も県が有用と判断した場合は、寄付していただく場合もあります。</p>
4	公園内での催し物の開催は指定管理者の権限でどの程度できるのか。	<p>事業計画に盛り込んで自ら開催することも可能ですし、都市公園条例第9条の規定に基づき、第三者に許可することも可能です。</p> <p>しかし、何をやっても良い訳ではないので、指定管理者が審査基準を設け、基準に則って公園の特性、場所、規模、内容等を勘案の上、是非を判断しなければなりません。</p> <p>なお、事業計画で提案されたものについては、多角的に評価することになります。</p>
5	事務用、管理用備品・機器はどの程度あるか。無償で使わせてもらえるのか。	<p>「貸与可能備品一覧」に記載されている備品は、無償で貸与します。その他、前管理者との業務引継ぎの中で引き継がれた備品についても使用が可能です。指定期間中の良好な使用・管理をお願いします。</p>
6	貸与可能備品一覧の以外の備品類は、指定管理者が用意するのか。その場合、指定管理業務の管理経費に計上しても良いか。	<p>「貸与可能備品一覧」に記載されている以外の備品類は、指定管理者の判断で調達してください。購入しても、指定期間中のリースでも構いませんし、その場合の経費を見込んで計上してもらって構いません。</p> <p>ただし、指定管理委託料の中で購入した備品類は、県の所有になります。</p>
7	貸与可能備品一覧にある備品は、必要に応じて県が更新してくれるのか。	<p>県から貸与を受けた備品類が老朽化した場合等で、更新が必要なときは、指定管理者の負担で必要に応じて更新してください。新規購入の場合と同じ取扱いとします。県が更新する予定はありません。</p> <p>また、使えなくなって県有備品を処分する場合は、所定の手続きが必要となりますので、県と協議してください。</p> <p>なお、処分に要する経費も指定管理者の負担とします。</p>

8	備品類は、必要に応じて指定管理者の負担で用意することだが、必要ないと判断すれば購入しなくても良いのか。	「必要に応じて」というのは、指定管理者の管理手法によっては、例えばレンタルや、本社から一時的に調達してくるなど、必ずしも購入するとは限らないであろうことを想定してのことです。 ただし、有料施設として利用許可する施設と一体となる、例えばテニスコートのネット及びネットの支柱などの備品類は、「必要ない」との判断はできないと考えています。
9	管理に必要な図面等の資料(工作物、植物、建築物、設備等を含む)は貸与されるのか。	業務引継の際に用意のできる書面、資料はお渡しします。指定期間中の適切な管理・利用をお願いします。
10	大雪等への対応で、除雪作業を行う場合、どの程度まで除雪しなければならないか。	公園によって異なりますが、利用形態に合わせて公園内を通行するための主要な園路、人が通常歩くところについて必要最低限、安全に歩ける範囲で除雪を行うこととなります。
11	大雨、大雪時などの臨時閉園について	大雨・大雪・大風などの自然災害により、利用者がけがをした場合、管理責任を問われることがあります。このため、そのような危険が予想される場合や、入園した利用者を途中退園させることが困難であると判断される場合などは、指定管理者の判断で閉園せずに臨時閉園することが可能です。災害後においても、復旧されるまでも同様です。 なお、その場合は、利用者への周知を十分に行う必要があります。
12	犬などペットの入園について	一般園地については、犬などのペットの入園自体は規制していませんが、「埼玉県動物の愛護及び管理に関する条例」により、公園内での犬の放し飼いは禁止しています。 また、糞の不始末や園内での猫その他動物への餌やりも禁止しています。犬に関する苦情は多いので、ペットを連れてきた利用者のマナー啓発も公園管理者の役割の一つです。
13	公園内の犬の放し飼いについて、利用者から具体的な要望はあるのか。	公園内で犬を放している人が存在していることから、潜在的な要望はあるものと思われます。埼玉県では現在一部の公園でドッグランを設置して、今後の対応について検討中です。指定管理者からのドッグラン設置の提案については、多角的見地から慎重に評価して判断することとなります。
14	管理事務所に365日、職員の配置は必要か。人員数、勤務時間の条件があるのか。	現行の職員体制を参考に、公園ごとの管理運営業務を行うのに必要十分だと思う職員配置を提案してください。多角的に評価いたします。
15	管理事務所の開館日は365日と考えるのか。休日はあるのか。	現在の開館日、休園日等は現況調書に記載のとおりです。休日は県と協議の上、指定管理者が定めることとなります。 公園は365日利用されていますので、その点を勧案の上、現行の運営状況を参考に休日等を事業計画に盛り込んでください。
16	管理事務所の休日や公園等の供用時間は決まっているのか。	最終的には休園日や公園及び公園施設の供用時間は、協定書の事業計画で規定することとなりますが、県と協議の上、指定管理者が定めることとなります。 事業計画の提案に当たっては、現行の供用時間を参考に、供用時間等設定して、必要経費を見込んでください。
17	配置すべき職員は、雇用形態、年齢構成、職位、性別等、県からの指示はあるのか。	どのような年齢、職位、賃金形態の職員を配置するかは、指定管理者の判断になると考えております。申請者の想定による職員配置及び人件費計上を提案してください。

18	協定書案に総括責任者の配置が規定されているが、総括責任者は現地管理事務所に常勤しなければならないか。	公園ごとの状況や、指定管理者の管理組織体制によるので、必ずしも、現地での常勤を義務付けるものではありません。 ただし、現場での緊急対応や、現状確認、県及びその他機関との連絡調整等、また事務手続きの協議など、責任ある対応が取れる体制であることを要求します。 特にグループで指定管理者となる場合でも、責任窓口は一本化していただきます。
19	病虫害の発生時には薬剤散布をしてよいか。	病虫害の発生時でも、やむを得ない場合を除いて農薬は使用しません。 「埼玉県における県有施設・樹木の消毒等に関する取組方針」及び(社)緑の安全推進協会発行の「樹木等の病虫害防除に関する手引き」などを参照してください。
20	樹木の伐採や芝・雑草刈りにより出る枝や草の処理方法について	現在は、樹木をチップにして園内にまいたり、草を堆肥にして利用したりといった処分方法を試行して、なるべく園内で処理するよう努めています。指定管理者にもできるだけ環境に配慮した処分方法に努めていただきたいと思います。
21	公園内の廃棄物について	公園内で出たゴミは、指定管理者の費用で処理します。(現在、ほとんどの県営公園では、ゴミ箱を撤去しています。) 不法投棄された粗大ゴミもまた、指定管理者の費用で適正に処理します。
22	公園内の放置された自動車について	公園内に放置された自動車等は指定管理者が警察等の協力を得て持ち主を探し、持ち主が見つければ、持ち主に撤去を要請します。 廃棄物であると指定管理者が判断した場合は、廃棄物として指定管理者が適正に処理します。
23	管理運営にあたり、ボランティアとの協働や連携が挙げられているが、団体は決まっているのか。	公園ごとに状況が異なりますが、これまで公園の管理運営に携わってきたボランティア団体等とは、当面引き続き連携を図っていくこととします。その上で、新たな県民協働を推進することは指定管理者の提案事項です。
24	現在、公園内で特定の活動を行っている市民団体等があると予想されるが、その市民活動は引き続きとなるのか。また、その活動について終了させることができるのか。	ケースによって異なりますが、公園利用者であることに変わりがないので、原則的にはその活動を引き続き尊重することになります。その活動の終了については、ケースごとの判断となりますので、県と対応を協議しながら進めていくこととなります。
25	来園者が多く、正規の駐車場だけでは不足する時に、駐車場脇などの多目的広場など、場所を限定し、誘導、管理スタッフにおいて安全性を確保すれば臨時駐車場として使うことを考えても良いか。	原則として公園内(一般園地)への駐車はできませんが、周囲の交通対策上の必要性や利用者のニーズを十分考慮した上で使用することは可能です。実施に当たっては、県との協議が必要です。 駐車場以外の一般園地の一部を臨時駐車場と位置づけるかどうかは、それぞれの公園の状況により異なります。 具体的なご提案をいただいた上で、実施可能かどうか調整させていただきます。

26	公園利用者が園内でけがをした場合等について	指定管理者に管理上の瑕疵がある場合は、指定管理者が補償を行うこととなりますので、指定管理者には保険に加入していただき、対応してもらうこととなります。 なお、現在、県営公園の管理受託者は、(財)日本体育施設協会の社会体育施設保険や損害保険会社の保険などに加入しています。
27	落ち葉の苦情はどのように対応しているのか。	草刈り、植栽の剪定、落ち葉清掃など、管理面での苦情があった場合は、原則として真摯に受け止め、随時、誠意ある対応を原則としています。 ただし、注意を要するのは、落ち葉や見通しが悪い等の苦情対応で、樹木の枝を剪定や伐採をした場合、「樹木を傷つけるな」といった別の観点からの苦情が寄せられることがありますので、多方面に配慮したバランスの良い対応が必要となります。
28	施設の機能アップをしなければ対応できない苦情、要望が利用者から寄せられた場合、県は対応(予算化等)してくれるのか。	ケースによって対応を判断することとなります。あくまでも指定管理業務内での対応で解決を図るか、施設改善が必要かはケースによって対応を判断することとなります。 施設面での改善要望については、予算の範囲内で全体の優先度を十分考慮して対応いたします。 また、県と協議の上、指定管理者が施設改善をしていただくことも可能であると考えています。
29	清掃、草刈り、植栽剪定など、予定通りきちんとこなしていたにもかかわらず苦情を受けた場合の対応はどのようにするのか。また、予定外の経費は県が負担してくれるのか。	苦情があった場合は、相手方の納得のいくような対応に努めますが、苦情どおりの対応を行うかどうかは指定管理者の判断となります。 例えば、苦情の相手方に事情を説明することによって理解を得れば、苦情どおりの対応の必要がなくなります。 なお、苦情どおりの対応を行うために、経費が必要となった場合は、指定管理者の負担となります。
30	個人情報とは何が該当するのか。現状での個人情報保護についての方法又は活動を教えてほしい。	個人情報とは、有料施設の利用者登録者や許可申請者その他の氏名、住所、連絡先等が該当します。個人情報の取扱いについては、募集要項中の基本協定書案別記2「個人情報取扱事項」を参照するとともに、事業計画書において、個人情報の取扱いについての基本方針を提案してください。
31	公園内に、自主事業のイベント開催のPR用の大看板・垂れ幕等を取り付ける事に制約はあるか。	屋外広告物条例で、原則として、都市公園内は看板、はり紙等の広告物の掲出ができないことになっています。しかし一部適用が除外される例がありますので、県と協議してください。

#### 4 施設について

No.	質問例	回答
1	今後、埼玉県が整備工事を行う箇所はあるのか。 また、それによって公園の管理面積が増えたり、管理施設が増えたりするところはあるのか。	施設の設置者として埼玉県が新設整備、改修工事等を行う場合は、その都度、指定管理者に対して必要な指示を行います。 また、指定期間中に、追加開園する場合や、施設の新設は管理業務量が増えるので、作業内容や経費について、あらかじめ指定管理者と協議します。 今後の具体的な整備計画については、各年度の予算計上等により変わってくるので、明確には言えません。

2	指定管理者として管理を開始する時点で、すでに老朽化していたり補修が必要な箇所がある場合、県が対応するのか。	現況のまま管理を開始してもらいます。通常の管理を行う上で支障のあるものは指定管理者が補修修繕を行います。その経費も事業計画書に見積もってください。
3	指定管理者はどの程度まで、指定管理者の負担で公園施設・設備等の修繕を行わなければならないのか。	1件100万円未満の修繕については、指定管理者の負担で実施していただきます。
4	県が行う修繕計画に対し、指定管理者が意見を言うことについて	埼玉県が行う修繕計画は、予算の都合で予定どおりに行うことが困難な場合がありますが、指定管理者に対して、管理者の立場からの意見要望を求めることになります。
5	指定管理者や利用者からの施設整備の要望について	県が政策的に判断して実施する公園施設の新設、改修、計画的な修繕については、利用者や指定管理者の意見も参考にしながら、予算の範囲内で埼玉県が行います。 一方、指定管理者が利用者サービスの向上のために、自らの経費で整備することも可能です。その場合は協定に基づき、県と協議の上、県の承認を得た上で実施することになります。

## 5 その他

No.	質問例	回答
1	ポスター、チラシに、例えば「主催 埼玉県〇〇〇・協賛 〇〇公団・指定管理者」とした場合、指定管理者名(会社名)を入れることは可能か。	責任の所在を明確にする意味で、指定管理者が主催するイベントのパンフレット又は公園施設の案内に指定管理者の名前を入れる場合は可能です。ただし、公の施設に関する印刷物を指定管理者が発行する際には、原則として事前に県と協議していただきます。
2	指定管理者が業務を委託する場合に、その契約書類や手続きは埼玉県の契約制度に準拠するのか。	基本的には指定管理者が定める契約書類や手続きに従います。
3	入園者に対する傷害保険ですが、現在どの程度かけているのか。	現管理者が加入している保険は募集要項中別添資料2「〇〇公園の管理に関する基本協定書(案)」別紙3「乙が契約を締結すべき保険」に参考で示してありです。対象区域は指定管理区域全体です。県と協議の上、必要かつ十分な保険に加入していただきますので、公募申請の際は、危機管理上十分であると判断した保険加入を提案し、必要な経費を計上してください。
4	「修繕工事一覧」の金額と「管理費内訳及び収入実績」の修繕費の金額が一致していないが、何故か。	「管理費内訳及び収入実績」には、工事請負費が含まれておらず、「修繕工事一覧」は20万円以上のものとなっているため、両者の金額は必ずしも一致しない場合があります。
5	指定管理公園に関する指定管理者の行う事業について、県の広報紙の利用はできるか。	利用できますが、紙面等の都合で掲載されない場合があります。
6	広報に掲載可能な場合、開催者の名称は、埼玉県か、指定管理者の社名か。	県の広報紙では、紙面の都合上で問合先として「〇〇公園」又は「〇〇(指定管理者名)」等で掲載しています。
7	指定管理者が、管理する公園を紹介するホームページを開設することについて	独自のホームページを開設することは可能です。また、県のホームページからリンクを設定することも可能です。